

○内閣府令第二十四号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十一条第二項、第四十五条及び第五十四条の規定に基づき、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年八月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>(教育)</p> <p>第三十八条 [略]</p> <p>2 基本教育は、次の表の上欄に掲げる警備員（法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている警備員及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員を除く。）の区分に応じ、警備業務に関する基本的な知識及び技能に係る同表の下欄に掲げる教育事項について行う教育とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>警備員の区分</td> <td>教育事項</td> </tr> <tr> <td>新たに警備業務に従事させようとする警備員</td> <td>イ 警備業務実施の基本原則に関すること。 ロ 警備員の資質の向上に関すること。 ハ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。</td> </tr> </table>	警備員の区分	教育事項	新たに警備業務に従事させようとする警備員	イ 警備業務実施の基本原則に関すること。 ロ 警備員の資質の向上に関すること。 ハ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。	<p>(教育)</p> <p>第三十八条 [同上]</p> <p>2 基本教育は、警備業務に関する基本的な知識及び技能についての教育とし、次の表の上欄に掲げる警備員（法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている警備員及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員を除く。）の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>警備員の区分</td> <td>教育事項</td> <td>教育時間数</td> </tr> <tr> <td>新たに警備業務に従事させようとする警備員</td> <td>イ 警備業務実施の基本原則に関すること。 ロ 警備員の資質の向上に関すること。</td> <td>十五時間（最近三年間に警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員及び警察官の職</td> </tr> </table>	警備員の区分	教育事項	教育時間数	新たに警備業務に従事させようとする警備員	イ 警備業務実施の基本原則に関すること。 ロ 警備員の資質の向上に関すること。	十五時間（最近三年間に警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員及び警察官の職
警備員の区分	教育事項										
新たに警備業務に従事させようとする警備員	イ 警備業務実施の基本原則に関すること。 ロ 警備員の資質の向上に関すること。 ハ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。										
警備員の区分	教育事項	教育時間数									
新たに警備業務に従事させようとする警備員	イ 警備業務実施の基本原則に関すること。 ロ 警備員の資質の向上に関すること。	十五時間（最近三年間に警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員及び警察官の職									

警備業務の区分	教育事項	<p>3 業務別教育は、警備員を主として従事させる次の表の上欄に掲げる警備業務の区分に応じ、当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に係る同表の下欄に掲げる教育事項について行う教育とする。</p>	一	二
			<p>一 基本教育は、指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。</p> <p>二 この表の下欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項二及びホ並びに二の項八に掲げる教育事項についての教育は、講義の方法及び実技訓練の方法によるものとし、その他の教育事項についての教育は、講義の方法（同表の一の項ロに掲げる教育事項についての教育にあつては、講義の方法又は実技訓練の方法）によるものとする。</p> <p>三 前号及び次項の講義の方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法電気通信回線を使用して行うものを含む。ただし、電気通信回線を使用して行う講義の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。</p> <p>イ 受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。</p> <p>ロ 受講者の受講の状況を確認できるものであること。</p> <p>ハ 受講者の警備業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。</p> <p>ニ 質疑応答の機会が確保されているものであること。</p>	<p>一 警備業務実施の基本原則に関すること。</p> <p>イ 警備業務実施の基本原則に関すること。</p> <p>ロ 警備業務法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。</p> <p>ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。</p>

警備業務の区分	教育事項	<p>3 〔同上〕</p>	一	二
			<p>一 基本教育は、指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。</p> <p>二 この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項二及びホ並びに二の項八に掲げる教育事項についての教育は、講義の方法（教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う講義の方法をいう。以下同じ。）及び実技訓練の方法によるものとし、その他の教育事項についての教育は、講義の方法（同表の一の項ロに掲げる教育事項についての教育にあつては、講義の方法又は実技訓練の方法）によるものとする。</p> <p>三 この表の二の項に掲げる警備員に係る基本教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として基本教育を行った日の属する教育期は、同項の下欄に掲げる時間数の教育を行わなくてもよい。</p>	<p>一 警備業務法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。</p> <p>二 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。</p> <p>ホ 護身用具の使用方法及その他の護身の方法に関すること。</p> <p>イ 警備業務実施の基本原則に関すること。</p> <p>ロ 警備業務法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。</p> <p>ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。</p>

<p>一 二の項から七の項までに掲げる警備員以外の警備員</p>	<p>基本教育及び業務別教育</p>	<p>二十時間</p>
<p>二 合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務以外の警備業務に従事させようとするもの又は指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分以外の区分の警備業務に従事させようとするもの(二の項及び六の項に掲げる警備員を除く。)</p>	<p>業務別教育</p>	<p>十時間</p>

4 新たに警備業務に従事させようとする警備員(合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの並びに合格証明書又は指導教育責任者資格者証(法第二条第一項第一号の警備業務に係るものを除く。)及び機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするものを除く。)に対する教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

備考 業務別教育は、講義の方法及び実技訓練の方法により、警備業務の区分ごとに、当該警備業務の区分に係る指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。ただし、次の各号に掲げる警備員に係る業務別教育については、それぞれ当該各号に定める時間数は、当該教育を受けるべき警備員一人に対して警備業務の区分に応じた一人以上の指導教育責任者、これと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者又は二年以上継続して当該警備業務に従事している警備員が行う実地教育の方法によることができる。

一 次項の表の一の項及び七の項に掲げる警備員 これらの項の下欄に掲げる教育時間数のうち、業務別教育の時間数を二で除した時間数(当該時間数に三十分以上一時間未満の端数があるときは一時間に切り上げ、三十分未満の端数があるときは切り捨てるものとする。第四号において同じ。)又は五時間のいずれか少ない時間数を超えない時間数

二 次項の表の二の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、五時間を超えない時間数

三 次項の表の三の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、二時間を超えない時間数

四 次項の表の六の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、業務別教育の時間数を二で除した時間数又は二時間のいずれか少ない時間数を超えない時間数

<p>一 新たに当該業務別教育に係る警備業務に従事させようとする警備員(合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの、機械警備業務に従事させようとするもの、機械警備業務に従事させようとする警備員で機械警備業務管理者資格者証の交付を受けているもの及び二の項に掲げる警備員を除く。)</p>	<p>十五時間</p>
---	-------------

4 前項の業務別教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

「加える。」

<p>七 最近三年間に業務別教育に係る警備業務の区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員で当該区分以外の警備業務に従事させようとするもの又は警察官の職にあ</p>	<p>六 最近三年間に業務別教育に係る警備業務の区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員で当該区分の警備業務に従事させようとするもの(二の項及び五の項に掲げる警備員を除く。)</p>	<p>五 最近三年間に業務別教育に係る警備業務の区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるもの又は警察官の職にあつた期間が通算して一年以上であるもの</p>	<p>四 機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするもの(五の項及び六の項に掲げる警備員を除く。)</p>	<p>三 合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務以外の警備業務に従事させようとするもの又は指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分以外の区分の警備業務に従事させようとするものうち、最近三年間に当該警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるもの</p>
<p>基本教育及び業務別教育</p>	<p>基本教育及び業務別教育</p>	<p>基本教育</p>	<p>基本教育</p>	<p>業務別教育</p>
<p>十三時間</p>	<p>七時間</p>	<p>三時間</p>	<p>十時間</p>	<p>三時間</p>

<p>備考 一 業務別教育は、講義の方法及び実技訓練の方法により、警備業務の区分ごとに、当該警備業務の区分に係る指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。ただし、この表の一の項又は二の項に掲げる警備員に係る業務別教育については、これらの項の下欄に掲げる教育時間数のうち、それぞれ八時間又は三時間を超えない時間数は、当該教育を受けるべき警備員一人に対して警備業務の区分に応じた一人以上の指導教育責任者、これと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者又は二年以上継続して当該警備業務に従事している警備員が行う実地教育の方法によることができる。 二 この表の三の項に掲げる警備員に係る業務別教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として業務別教育を行った日の属する教育期は、当該業務別教育に係る警備業務の区分に関しては、同項の下欄に掲げる時間数の教育を行わなくてもよい。</p>	<p>三 現に当該業務別教育に係る警備業務に従事させている警備員(合格証明書(国家公安委員会が定めるものに限る。)の交付を受けている警備員で、当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させているものを除く。)</p>	<p>二 警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの及び機械警備業務に従事させようとする警備員で機械警備業務管理者資格者証の交付を受けているものを除く。)</p>
	<p>教育期ごとに、五時間</p>	<p>五時間</p>

つた期間が通算して一年以上である警備員（二の項から六の項までに掲げる警備員を除く。）

5 現に警備業務に従事させている警備員（合格証明書（国家公安委員会が定めるものに限る。）の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させているものを除く。）に対する教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、毎年度、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

警備員の区分		教育の種類	教育時間数
一 備員	合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務以外の警備業務に従事させているもの、合格証明書（国家公安委員会が定めるものを除く。）の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの又は指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分以外の区分の警備業務に従事させているもの	基本教育及び業務別教育	十時間
二	業務別教育		六時間

備考

- 一 この表の一の項に掲げる警備員に係る基本教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として基本教育を行った日の属する年度は、行わなくてもよい。
- 二 この表に掲げる警備員に係る業務別教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として業務別教育を行った日の属する年度は、当該業務別教育に係る警備業務の区分に関しては、行わなくてもよい。

6

〔略〕
(警備員の名簿等)

第六十六条 法第四十五条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

〔一〕四 略

五 年度ごとに、警備員教育に係る実施時期、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象とする警備員の範囲に関する計画を記載した教育計画書

〔項を加える。〕

5

〔同上〕
(警備員の名簿等)

第六十六条 法第四十五条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

〔一〕四 同上

五 教育期ごとに、警備員教育に係る実施時期、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象とする警備員の範囲に関する計画を記載した教育計画書

六 年度ごとに、警備員教育に係る実施年月日、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象となつた警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤りがないことを確認する旨を付記した書類

〔七・八 略〕

- 2 法第四十五条に規定する警備員の名簿は、当該警備員が退職した後においても、その退職の日から一年間、前項第四号に掲げる書類は、実地に指導した日から二年間、前項第五号及び第六号に掲げる書類は、当該年度が終了した後においても、その終了の日から二年間、備えておかなければならない。
- 3 第一項第五号に掲げる教育計画書は、当該年度の開始の日の三十日前までに備えておかなければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

六 教育期ごとに、警備員教育に係る実施年月日、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象となつた警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤りがないことを確認する旨を付記した書類

〔七・八 同上〕

- 2 法第四十五条に規定する警備員の名簿は、当該警備員が退職した後においても、その退職の日から一年間、前項第四号に掲げる書類は、実地に指導した日から二年間、前項第五号及び第六号に掲げる書類は、当該教育期が終了した後においても、その終了の日から二年間、備えておかなければならない。
- 3 第一項第五号に掲げる教育計画書は、当該教育期の開始の日の三十日前までに備えておかなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の施行の際現に警備業法第四十五条の規定により備えているこの府令による改正前の警備業法施行規則（以下「旧令」という。第六十六条第一項第五号及び第六号に掲げる書類（この府令の施行の日前に終了した教育期（旧令第三十八条第二項の表の二の項の下欄に規定する教育期をいう。次項において同じ。）に係るものに限る。）についてのこの府令による改正後の警備業法施行規則（以下「新令」という。第六十六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。）

2 この府令の施行の際現に警備業法第四十五条の規定により備えている旧令第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書（この府令の施行の日の属する教育期に係るものに限る。）についての新令第六十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該年度が終了した後においても、その終了の日」とあるのは、「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第二十四号）の施行の日の前日」とする。

第三条 この府令の施行の日の属する年度の第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書についての同条第三項の規定の適用については、同項中「当該年度の開始の日の三十日前までに備えておかなければ」とあるのは、「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第二十四号）の施行の日の翌日から起算して三月以内に備えなければ」とする。

第四条 この府令の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。